

ベトナムにおける税制について

ベトナムビジネスサポートデスク Le Hai Doan



ベトナムサポートデスクのDoanです。8月よりサポートデスクを担当することになりました。ベトナムの大学を卒業後、文部科学省の奨学生として東京の大学・大学院への留学し、日本の大手通信会社への勤務経験があります。ベトナムでのビジネスをお考えの岡山県内企業の皆様のお役に立てるよう、努力する所存でございますので、どうかお気軽にご相談ください。

今回は、ベトナムにおける税制についてお話ししたいと思います。ベトナムへ進出する日系企業にとって、税金は常に留意しておかなければならない問題です。ベトナムの税金の種類は様々ですが、企業運営に関連が深い法人税、個人所得税、付加価値税を中心にご紹介します。

<法人税と優遇措置>

法人税率は以前、外資系企業が25%、国内企業が32%と開きがありましたが、2004年1月から施行された改正法人税法により28%に統一されました。また、2009年1月1日からは新法人税の施行により25%になります。

なお、ベトナムでは政府の方針として、法人税の優遇措置は投資分野や投資地域（経済的・社会的に困難な地域等）に合わせた10%、15%、20%の優遇税率（一定期間）があり、10年、12年または15年間適用されます。

法人税の優遇措置はリストA・B・Cにグループ分けされています。リストAでは政府が推進する投資優遇事業・分野、リストBは経済的・社会的に困難な地域にある企業、リストCは特別に困難な地域（経済、社会）にある企業です。企業はどのリストに該当するかによって、優遇期間および税率が下記のとおり規定されています。

リスト	分類	法人税率	適用期間	免税期間	50% 減免期間
A	政府が推進する投資優遇事業・分野に投資する企業	20%	10年間	2年	3~5年
B	経済的・社会的に困難な地域にある企業	20%	10年間	2年	6年
C	経済的・社会的に特別に困難な地域にある企業	15%	12年間	2年	8年
A + B	政府が推進する投資優遇事業・分野に投資し、かつ 経済的・社会的に困難な地域にある企業	15%	12年間	3年	7~9年
A + C	政府が推進する投資優遇事業・分野に投資し、かつ 経済的・社会的に特別に困難な地域にある企業	10%	15年間	4年	7~9年

また、上記の適用条件として、当該企業が都市部で活動している場合は100人以上、リストBおよびCの場合は20人以上、その他の地域では50人以上の雇用が必要とされます。上記で注意しなければならないのは、優遇期間は該当企業の営業開始と同時にスタートし、その後黒字転換してから免税期間、そして免税期間終了後に50%減税期間が適用されることとなります。

< 個人所得税 >

現在個人所得税対象となっているのは、(1)国内や国外に居住しているベトナム人、(2)期限を定めずベトナムに居住し収入がある外国人(3)ベトナムに居住し収入がある外国人です。ほとんどの企業関係者が該当する(3)の場合、年間183日以上滞在するものは居住者と扱われ、全世界で発生する所得(現物支給も含め)に対する累進税率が適用されます。一方、滞在期間が183日未満の非居住者と、30日未満の短期滞在者はベトナム源泉所得に対して一律25%の税率となります。しかし、日本人の場合には、日越租税条約が締結されているため、非居住者や短期滞在者、また報酬の支給者がベトナム居住者ではない場合は、個人所得税が発生しません。

また、2009年1月1日から法人税と同様に個人所得税も改正されます。主な改正点は、ベトナム人と外国人の課税規定が統一され、課税最低所得(800万ドンから400万ドンへ)や税率(10%~40%から5%~35%へ)が引き下げられたことです。一方、新たな課税対象として、ロイヤリティー報酬および印税、贈与・相続、投資活動、不動産の譲渡や交換差益、技術移転、資本譲渡・株式譲渡益等が追加されます。

< 付加価値税ほか >

付加価値税(VAT)は、すべての品目(特別に免税される品目を除く)に適用される税金で、税率は、輸出品0%、生活必需品5%、一般商品10%の3段階となっています。

その他に、ベトナムでは特別消費税(タバコ、酒、車、マッサージ、カラオケ等が対象品目・サービスとなり、税率は10%~80%)、外国人契約者税、輸入・輸出税、不動産税等があります。

ベトナムの税務は未だグレーな部分が多く存在しており、企業はすべてを把握するのが困難な状況にあります。また、頻繁に法改正が行われるため、常に最新の情報を入手し更新していく必要があります。

*ベトナムドン(VND)1,000VND=約6.4円(2008年10月1日現在)